

南区農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画等の変更について

1. 変更の概要

- (1) 変更種別：除外
(2) 変更概要

番号	変更箇所 (大字，字，地番)	変更前の 用途区分	変更理由	除外面積 (登記簿地目)	除外後 の用途
1	新潟市南区松橋字囲内 604 番 1 外 2 筆	農用地	法第 13 条第 2 項 該当 [具体的理由：墓地等の移転 (公共代替)]	877 m ² (田、雑種地)	墓地及び 露天駐車場
計	3 筆			877 m ²	

2. 変更理由

【経済事情の変動その他情勢の推移】

新潟市南区根岸地区において、新潟県の中ノ口川堤防改修工事（「一級河川中ノ口川 広域河川一級（防災安全緊急）事業」）に伴い、墓地等の移転を行うものである。

申出者は、寺院を営む宗教法人である。

この度、墓地敷地の一部が、新潟県の中ノ口川堤防改修工事の用地買収対象となり、早急に移転先代替地が必要な状況となった。

寺院敷地内に移設可能な面積がないことから、近隣に移設候補地を検討したところ他に適地なく、やむを得ず当該地を墓地敷地の用に供する土地として農用地区域から除外するものである。

3. 変更箇所位置図及び詳細図

【位置図】及び【詳細図】

4. 変更箇所に係る農林水産事業実施状況（事業実施中及び事業完了年度の翌年度から起算して 8 年未経過のもの）

事業名	工期 (年度)	受益面積 (ha)	除外面積 (ha)	事業調整の結果
県営かんがい排水事業	R2～R6	5,145 ha	0.1 ha	事業実施中の地区に及ぼす影響は軽微なものでありやむを得ない

5. 変更経過

日付	事項
令和 7 年 2 月 10 日	南区農業振興地域整備計画の変更に係る事前相談等申出書 県提出
令和 7 年 3 月 3 日	南区農業振興地域整備計画の変更に係る事前相談等申出書 県回答
令和 7 年 3 月 14 日	南区農業振興地域整備計画の変更案に係る 11 条公告・縦覧開始
令和 7 年 4 月 8 日	南区農業振興地域整備計画の変更案に係る縦覧終了（意見書提出なし）
令和 7 年 4 月 23 日	南区農業振興地域整備計画の変更案に係る異議申出期間終了（異議申出なし）
令和 7 年 4 月 24 日	南区農業振興地域整備計画の変更に係る法定協議 県提出
令和 7 年 4 月 25 日	南区農業振興地域整備計画の変更に係る法定協議 県回答
令和 7 年 5 月 13 日	南区農業振興地域整備計画の変更に係る 12 条公告（農振除外）

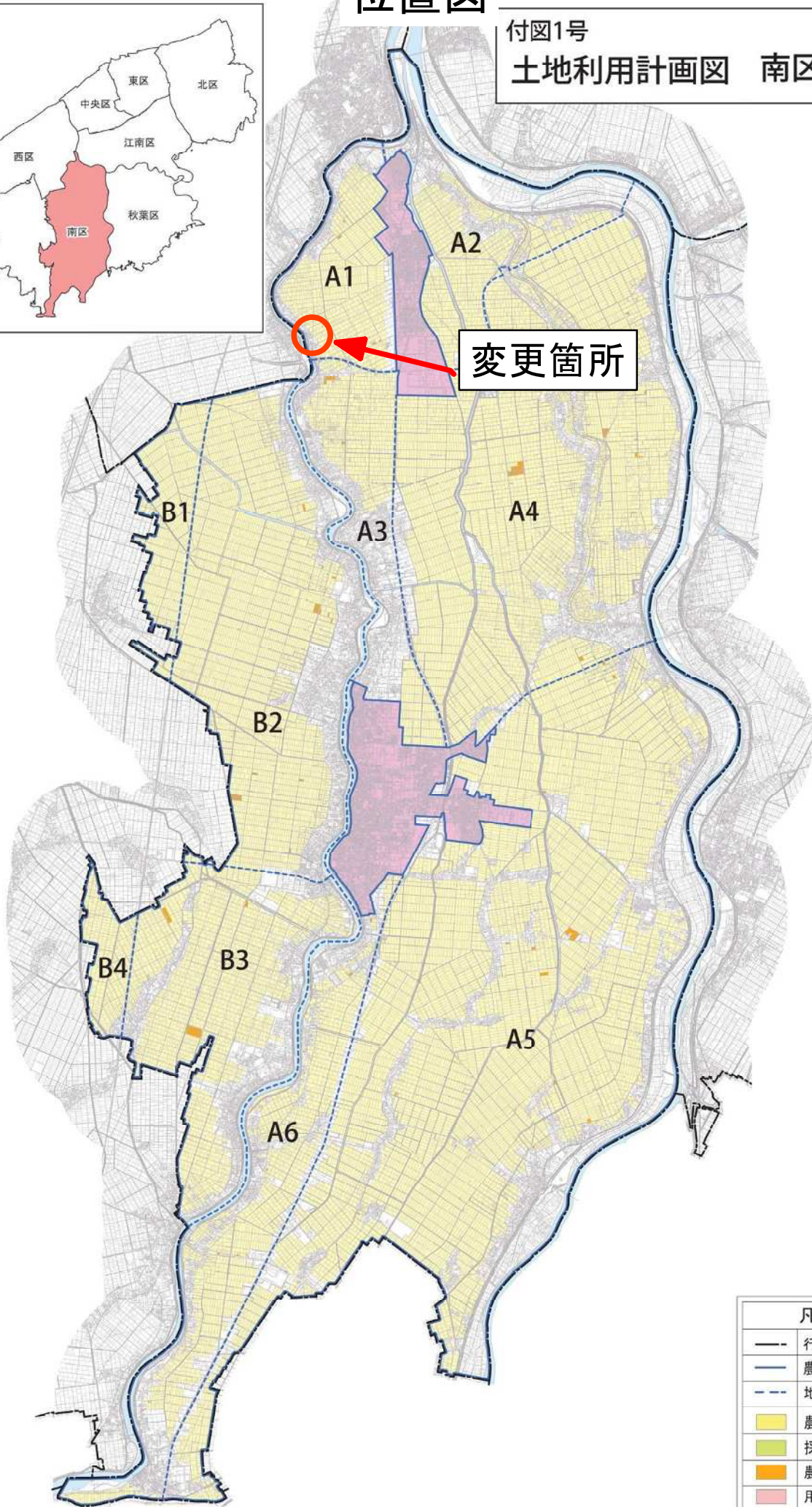
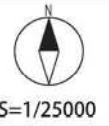
位置図

位置図



付図1号

土地利用計画図 南区



変更箇所

凡 例

—	行政区界
—	農業振興地域界
- - -	地区区域界
■	農振農用地
■	採草放牧地
■	農業用施設用地
■	用途区域

変更箇所詳細図

